◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第11号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　人吉農芸学院新営（建築）工事（電子入札案件）

⑶　工事場所　熊本県球磨郡錦町大字木上北223－1

⑷　敷地面積　177,758㎡（全体敷地面積）

⑸　工事内容

ア　棟名　庁舎　建物用途　庁舎　構造・階数　ＲＣ造２階　建築面積　1,304㎡　延べ面積　1,866㎡

イ　棟名　体育館　建物用途　体育館　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　748㎡　延べ面積　797㎡

ウ　棟名　サービス棟　建物用途　調理場・洗濯室　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　996㎡　延べ面積　1,043㎡

エ　棟名　寮室棟Ａ　建物用途　寮室棟　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　601㎡　延べ面積　562㎡

オ　棟名　寮室棟Ｂ　建物用途　寮室棟　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　499㎡　延べ面積　473㎡

カ　棟名　寮室棟Ｃ　建物用途　寮室棟　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　473㎡　延べ面積　452㎡

キ　棟名　寮室棟Ｄ　建物用途　寮室棟　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　473㎡　延べ面積　452㎡

ク　棟名　寮室棟Ｅ　建物用途　寮室棟　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　473㎡　延べ面積　452㎡

ケ　棟名　寮室棟Ｆ　建物用途　寮室棟　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　473㎡　延べ面積　452㎡

コ　棟名　寮室棟Ｇ　建物用途　寮室棟　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　443㎡　延べ面積　424㎡

サ　棟名　保護室棟　建物用途　収容棟　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　42㎡　延べ面積　42㎡

シ　棟名　教育棟Ａ　建物用途　教室　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　572㎡　延べ面積　618㎡

ス　棟名　教育棟Ｂ　建物用途　教室　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　810㎡　延べ面積　1,387㎡

セ　棟名　教育棟Ｃ　建物用途　教室　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　484㎡　延べ面積　480㎡

ソ　棟名　渡り廊下Ａ　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　58㎡

タ　棟名　渡り廊下Ｂ　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　104㎡

チ　棟名　渡り廊下Ｃ　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　55㎡

ツ　棟名　渡り廊下Ｄ　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　27㎡

テ　棟名　渡り廊下Ｅ　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　24㎡

ト　棟名　渡り廊下Ｆ　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　24㎡

ナ　棟名　渡り廊下Ｇ　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　16㎡

ニ　棟名　渡り廊下Ｈ　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　27㎡

ヌ　棟名　渡り廊下Ｉ　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　34㎡

ネ　棟名　渡り廊下Ｊ　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　24㎡

ノ　棟名　渡り廊下Ｋ　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　16㎡

ハ　棟名　渡り廊下Ｌ　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　11㎡

ヒ　棟名　渡り廊下Ｍ　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　11㎡

フ　棟名　車庫棟　建物用途　車庫　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　131㎡　延べ面積　131㎡

ヘ　棟名　ごみ置場　建物用途　倉庫　構造・階数　ＣＢ造１階　建築面積　17㎡　延べ面積　17㎡

ホ　棟名　家庭寮　建物用途　寮室棟　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　75㎡　延べ面積　70㎡

マ　工事種目　建築一式工事

ミ　その他　プール、保安フェンス（高さ4.5m、長さ約930m）、工作物（受水槽基礎、ガスバルクタンク基礎､バックネット、防火水槽）、外構、調整池、建設機械運転コース（改修）、取壊し

ム　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）

⑹　工期　平成22年12月28日まで

⑺　使用する主要な資機材　コンクリート約7,800㎥、鉄筋約930ｔ、鉄骨約390ｔ、ガラス約1,100㎡

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムを利用した入札方式（以下「電子入札方式」という。）により行う工事である。ただし、電子入札方式により難い者は、発注者に対して従来の紙の入札書を提出する入札方式（以下「紙入札方式」という。）の申請を行い、承認を得た場合に限り紙入札方式により入札に参加できる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分において、法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が1,200点以上であること。

⑷　平成８年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

ア㈠ないし㈢又はイ㈠ないし㈢の施工実績は、原則として、建物１棟で判断する（ただし、法務省収容施設において、一契約で複数棟を一括して施工した場合には、その延べ面積､構造及び階数を施工実績として認める。）。

なお、ア㈢又はイ㈢については、複合的な用途を持つ建物は、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には、建物全体の延べ面積を施工実績として認めるが、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ア　同種工事

㈠　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㈡　構造・階数　ＲＣ造又はＳＲＣ造にあっては地上２階建以上、Ｓ造にあっては地上11階建以上又は高さ31ｍを超えるもの。

㈢　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

㈣　施設規模　延べ面積　7,500㎡以上

ただし、法務省収容施設の場合は、延べ面積　2,000㎡以上

施設規模とは、同一敷地内に当該工事（一契約）で施工した建物の延べ面積の合計（１棟でも可）をいう。ただし、㈢に該当する建物以外のものは、建物用途及び構造・階数については㈠及び㈡の限りではない。

㈤　工事種目　建築一式工事

イ　類似工事

㈠　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設